

聖籠町国民健康保険特定健康診査等の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月13日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町規則第10号

聖籠町国民健康保険特定健康診査等の実施に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町国民健康保険特定健康診査等の実施に関する規則（平成20年聖籠町規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「特定健康診査の実施年度において聖籠町国民健康保険（以下「聖籠町国保」という。）の資格を取得した者及び」を削る。

第4条中「財団法人新潟県成人病予防協会」を「公益財団法人新潟県健康づくり財団」に改める。

第6条第1項中「1,000円」を「別表に掲げる額」に改め、同項ただし書を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

| 健診の種類                    | 負担額                      |                     |
|--------------------------|--------------------------|---------------------|
|                          | 実施年度末の年齢が40歳以上70歳未満の被保険者 | 実施年度末の年齢が70歳以上の被保険者 |
| 集団健診                     | 1,000円                   | 無料                  |
| 個別健診<br>(特定の健診機関で受診するもの) | 3,000円                   | 2,000円              |

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。